

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-22)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|-------------------------------------|----------------------|-----------|--|-----------|--|------------|---|--------------------------------|------------|---------|
| 施策目標 | | 22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する | | | | | | 担当部局名 | 道路局 | | 作成責任者名 | ・道路局 企画課 道路経済調査室 (室長 橋本 雅道) | | |
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | | 国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活道路ネットワークを構築する。 | | | | | | 施策目標の評価結果 | | 政策体系上の位置付け | 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 | | 政策評価実施予定時期 | 平成29年8月 |
| 業績指標 | | 初期値 | 実績値 | | | | | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 | | | |
| | | 目標値設定年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | | | | | | |
| 86 | 三大都市圏環状道路整備率 | 68% | 平成26年度 | 56% | 58% | 63% | 68% | 71% | 約80% | 平成32年度 | ・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、三大都市圏環状道路整備率については、平成32年度までに約80%にすることとされている。 ・高速道路会社と(独)日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、道路事業の見直しにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げて目標値を設定。 | | | |
| 87 | 道路による都市間速達性の確保率※ ※主要都市間を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合) | 49% | 平成25年度 | 47% | 48% | 49% | 51% | 集計中 | 約55% | 平成32年度 | ・社会資本整備計画(閣議決定)において、道路による都市間速達性の確保率については、平成32年度までに約55%にすることとされている。 ・公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに目標値を設定。 | | | |
| 達成手段(開始年度) | | 予算額計(執行額) | | | 28年度当初予算額(百万円) | | 達成手段の概要 | | | 関連する業績指標番号 | 達成手段の目標(28年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム) | | | |
| | | 28年度行政事業レビュー事業番号 | | | 25年度(百万円) | 26年度(百万円) | 27年度(百万円) | | | | | | | |
| (1) | 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度) | 038 | 1,228,818 (1,220,661) | 994,975 (992,176) | 874,830 (874,163) | 1,067,572 | ・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は158kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与 | | | 87 | - | | | |
| (2) | 道路事業(補助等) (昭和27年度) | 189 | 83,200 (81,847) | 68,698 (68,641) | 60,931 (60,906) | 98,542 | ・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・主な事業として、地域高規格道路等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施する地方公共団体に補助を行う。 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は22kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与。 | | | 87 | - | | | |
| (3) | 有料道路事業等 (昭和43年度) | 190 | 68,859 (68,859) | 21,372 (21,072) | 21,311 (20,997) | 26,516 | ・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け等 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は103kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与。 | | | 87 | - | | | |
| (4) | 社会資本整備総合交付金 (平成22年度) | 387 | 1,184,688 (1,178,560) | 995,641 (990,139) | 873,313 | 1,035,533 | 地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。 | | | - | 社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース) | | | |
| (5) | 道路整備事業 (東日本大震災復興事業費) | 復興庁 186 | - | 186,250 (175,588) | 216,970 (216,901) | 340,919 | ・三陸沿岸道路などの復興道路・復興支援道路の緊急整備 被災地の早期復興を図るため、三陸沿岸道路等の太平洋沿岸軸、沿岸部と東北道とを結ぶ横断軸の強化について、防災面の効果を適切に評価しつつ、重点的な緊急整備を実施 ・道路の防災・震災対策等 法面・盛土等の防災対策や橋梁の耐震補強をはじめとする道路の防災・震災対策等を実施 被災した道路の原型復旧 等 | | | 87 | 復興道路・復興支援道路の新規開通延長 復興道路・復興支援道路開通に伴う所要時間 | | | |
| 施策の予算額・執行額 ※下段<>は書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。 | | | 1,410,464 (1,851,885) (955,783) (1,839,070) | 872,241 (46) (679,234) (0) | 848,275 | 540,021 | 施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの) | | 日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定)「我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路(中略)の早期整備・活用」、「道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏3環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて整備を推進」 | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | |